

錦綾会 役職者選考に関する規定

この規程は、錦綾会会則第8条に基づいて、役職者選考委員会で推薦する役職者の選考にあたり、その選考基準、手続き等を下記のとおりに定める。

1. 役職者選考委員会は、役職者の任期満了となる年度末の6ヶ月前までに、理事会において設置を決める。
2. 選考委員会は、理事会で選任される会長、副会長、会計監査、会計の候補者の選考を行う。
3. 選考委員会は、委員長及び卒業26年目以降の理事で10期区切り2名以内の委員に、顧問理事の代表、事務局を加えて構成する。
4. 委員長は、役員会が指名のうえ理事会で承認を受ける。委員は、委員長が選出のうえ理事会に報告する。
5. 選考委員会は、選考者名簿を作成のうえ改選年度の第一回理事会に提出し、同日を以って任期満了とする。
6. 委員会の庶務は、錦綾会事務局において行う。
7. この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

<附則>

1. この規程は、平成28年9月6日から施行する。

制定：平成28年9月6日

改正：平成30年8月9日